

# 平成27年第1回浦幌町議会定例会議案一覧表

(議会提出分)

番 号	件 名	議決結果	議決年月日
発 委 第 1 号	専決処分事項の指定についての一部改正について		
発 委 第 2 号	浦幌町議会委員会条例の一部改正について		
発 委 第 3 号	外形標準課税の適用拡大に反対する要望意見書の提出について		
発 委 第 4 号	農協関係法制度の見直しに関する要望意見書の提出について		
発 委 第 5 号	TPP交渉等国際貿易交渉に関する要望意見書の提出について		
発 議 第 1 号	議員の派遣について		
発 議 第 2 号	所管事務調査について		

発委第1号

## 専決処分事項の指定についての一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年 3月18日 提 出

提出者 議会運営委員会委員長 杉 江 博

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

## 専決処分事項の指定についての一部改正

専決処分事項の指定について（平成6年6月16日議決）の一部を次のように改正する。

第1項中「管理上必要な訴え」を「明け渡し請求に係る訴え」に改める。

第3項の次に次の1項を加える。

- 4 町の金銭債権に係る訴えの提起、和解及び調停に関する事で、その目的の額が1件140万円以下のもの。

発委第2号

## 浦幌町議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年 3月18日 提出

提出者 議会運営委員会委員長 杉 江 博

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

## 浦幌町議会委員会条例の一部を改正する条例

浦幌町議会委員会条例（平成24年浦幌町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の浦幌町議会委員会条例第21条の規定は適用せず、この条例による改正前の浦幌町議会委員会条例第21条の規定は、なおその効力を有する。

発委第3号

## 外形標準課税の適用拡大に反対する要望意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年 3月18日提出

提出者 総務文教厚生常任委員会委員長 福原仁子

浦幌町議会議長 田村寛邦様

## 外形標準課税の適用拡大に反対する要望意見書(案)

政府税制調査会は、法人税減税の代替財源のひとつとして、法人事業税の外形標準課税適用拡大を検討しています。資本金1億円以下の中小企業も外形標準課税の対象とすると、従業員への給与総額や資本金が新たな課税対象となります。中小企業にとっては地域での雇用維持が難しくなり、負担は増します。北海道の中では比較的景況が安定しているとされる十勝地域においても例外ではありません。

消費税増税に引き続き、外形標準課税等の増税の連続は、経営の意欲を損なう恐れがあります。しかも、増税の理由が、法人税減税の代替財源だと聞くに及び、全く理解ができかねることです。このような増税は景気回復の芽を摘み、地域での生活を奪いかねません。従って増税には断固反対の立場を表明するものです。

よって、法人事業税の外形標準課税を資本金1億円以下の中小企業にも適用拡大すると、従業員への給与総額などが新たな課税対象となり、中小企業経営と地域経済に大きな打撃を与えます。道内企業数の99.8%、雇用者数で83.3%を占める中小企業に対する賃金課税である外形標準課税の適用拡大に強く反対します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 3月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、  
経済産業大臣

発委第4号

農協関係法制度の見直しに関する要望意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年 3月18日提出

提出者 産業建設常任委員会委員長 森 秀 幸

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様



## 農協関係法制度の見直しに関する要望意見書(案)

今後、農協法改正案の取扱いにあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記の通り要望する。

### 記

- 1 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
- 3 J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 3月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 内閣総理大臣、農林水産大臣

発委第5号

## TPP交渉等国際貿易交渉に関する要望意見書の提出について

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び浦幌町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成27年 3月18日提出

提出者 産業建設常任委員会委員長 森 秀 幸

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦 様

## TPP交渉等国際貿易交渉に関する要望意見書(案)

TPPは農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

今後、TPP交渉等国際貿易交渉にあたり、地域農業・農村の持続的発展をはかるため下記のとおり要望する。

### 記

- 1 政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、TPPから脱退すること。
- 2 EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年 3月18日

北海道十勝郡浦幌町議会

提出先 内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、  
農林水産大臣、外務大臣、経済産業大臣

発議第1号

## 議員の派遣について

浦幌町議会会議規則第128条の規定による議員の派遣については、次のとおりとする。

平成27年 3月18日 提出

浦幌町議会議長 田村寛邦

# 議員の派遣について

次のとおり議員を派遣する。

## 1 第5回議会モニター会議

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 役場3階大会議室
- (3) 期間 平成27年3月24日
- (4) 派遣議員 田村寛邦、野村俊博、高橋利一、阿部 優、河内富喜、杉江 博、森 秀幸、福原仁子、二瓶 隆、安藤忠司、差間正樹、関井雅明（12名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

## 2 第1回議会モニター会議

- (1) 目的 議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 役場3階大会議室
- (3) 期間 平成27年4月14日
- (4) 派遣議員 正副議長及び議会運営委員会  
田村寛邦、野村俊博、高橋利一、杉江 博、森 秀幸、福原仁子、安藤忠司（7名）
- (5) 特記事項 内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。

発議第2号

## 所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会運営委員会並びに各常任委員会の議会閉会中の所管事務調査については、次のとおりとする。

平成27年 3月18日 提出

浦幌町議会議長 田 村 寛 邦

# 所 管 事 務 調 査 に つ い て

議会閉会中の議会運営委員会並びに各常任委員会の所管事務調査は次のとおりとする。

## 1 議会運営委員会

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項
- (4) 議会の広聴に関する事項

## 2 総務文教厚生常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第1号に関する事項

## 3 産業建設常任委員会

- (1) 浦幌町議会委員会条例第2条第2号に関する事項